

俸給の調整額の支給に関する細則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 19 日

日本司法支援センター
理事長 丸 島 俊 介

俸給の調整額の支給に関する細則

(支給職員及び支給額)

- 第 1 条 職員給与規程（日本司法支援センター平成18年規程第 4 号）第12条第 2 項の規定により俸給の調整を行う職務は、別表第 1 の職員欄に掲げる職員の占める職務とする。
- 2 職員（次項に掲げる職員を除く。）の俸給の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第 1 の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。
- 3 職員就業規則（日本司法支援センター平成18年規程第13号）第 3 条の 4 に規定する定年前再雇用短時間勤務職員の俸給の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第 1 の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、職員就業規則第31条第 5 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 前 2 項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が俸給月額（前項に掲げる職員にあっては、その者に適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸に応じた額。）の100分の4.5を超えるときは、俸給月額の100分の4.5に相当する額）とする。
- (1) 第 2 項に掲げる職員 当該職員に適用される俸給表及び職務の級に応じた別表第 2 に掲げる額
- (2) 前項に掲げる職員 当該職員に適用される俸給表及び職務の級に応じた別表第 3 に掲げる額
- 5 第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、これらの規定による俸給の調整額が俸給月額の100分の25を超えるときは、俸給月額の100分の25に相当する額を俸給の調整額とする。

(端数計算)

- 第 2 条 前条第 2 項、第 3 項及び第 5 項の規定による俸給の調整額並びに同条第 4 項に規定する調整基本額に 1 円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

(職員給与規程第45条の 7 の規定の適用を受ける職員の俸給の調整額)

- 第 3 条 職員給与規程第45条の 7 の規定の適用を受ける職員に対する第 1 条第 4 項の規定の適用については、同項中「応じた額」とあるのは「応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときは

これを100円に切り上げた額)」と、同項第1号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

以上

別表第1 適用区分表（第1条第1項から第3項関係）

職員	調整数
サイバーセキュリティの確保、情報システムの整備若しくは管理又はこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する業務に直接従事することを本務とする職員（理事長の定める者に限る。）	1

別表第2 調整基本額表（第1条第4項第1号関係）

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円
7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,300円
10級	15,900円

別表第3 調整基本額表（第1条第4項第2号関係）

職務の級	調整基本額
1級	5,600円
2級	6,500円
3級	7,700円
4級	8,200円
5級	8,700円
6級	9,500円
7級	10,700円
8級	11,700円
9級	13,200円
10級	15,600円